

西東京市逐次刊行物収集基準

第1 趣旨

この基準は「西東京市図書館資料収集基準(平成13西生図第108号)」に基づき、逐次刊行物収集について必要な事項を定めるものとする。

第2 収集資料の範囲

逐次刊行物については、国内で刊行される新聞及び雑誌を中心に収集する。

第3 収集基準

1 新聞

一般新聞については、主要な全国紙を収集する。

スポーツ紙については、市民の要求をふまえ、限定的に収集する。

業界紙・専門紙については、ビジネス支援サービスを考慮して収集する。

政党紙については、政党交付金の交付対象となる要件を満たす政党が定期的に発行している機関紙で一般的な方法により購入可能なものを収集する。

外国語新聞については、市内在住外国人の状況をふまえ、英語、中国語、韓国語の新聞を収集する。

地域のミニコミ紙、広報紙等については、地域館で、必要に応じて収集する。

児童を対象とした新聞を収集する。

2 雑誌

(1) 収集する雑誌は、下記により選定する。

趣味・娯楽、生活に密着した情報から学術調査・研究に役立つ情報まで提供できるように、幅広い分野において、利用が見込まれる主要な雑誌を収集する。

各年齢層の多様な読書要求に応えられるよう、利用者の関心事や趣味等に留意して収集する。

各分野において、基本的・実用的な雑誌を中心に収集する。

趣味・娯楽に関する雑誌については、テーマが限定された雑誌も収集する。

学術・専門雑誌は、必要に応じて限定的に収集する。

児童・青少年を対象とした雑誌の収集に配慮する。

ビジネス支援サービスに配慮する。

外国語雑誌は、国内で刊行される代表的なニュース紙を収集する。

(2) 収集にあたっては、下記の事項に留意する。

各館で分担して、計画的な収集を行う。

各館は、サービスエリアの地域性及び利用者層を考慮した収集に努める。

市民要求の高いものや最新号の館内閲覧利用が多いものは、複数の館で収集する。

同一雑誌を複数の館で収集する場合は、地域的偏りが生じないように収集館を決定する。

別冊や発行頻度が季刊を超えるものは、図書として扱い、原則として収集対象としない。

第4 資料収集の除外

次の各号に掲げる資料は、原則として収集の対象から除外する。

個人を誹謗中傷、あるいは、人権・プライバシーを著しく侵害する内容の資料

公序良俗に反する内容の資料
興味本位の編集で、内容の信憑性に疑問がある資料
漫画中心の資料
児童、青少年にとって不適切な資料

第5 資料の保存

(1) 新聞

縮刷版を収集する一般新聞は、原則として3ヶ月間保存する。
縮刷版を収集しない新聞は、3ヶ月から1年の範囲で保存する。

(2) 雑誌

原則として、最新号とバックナンバーを合わせて12冊保存する。
資料的価値の高い雑誌は、長期に保存する。

第6 収集の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、収集を中止する。
休刊あるいは廃刊となった資料
利用が少ない資料
編集方針の変更により第4の規定に該当するようになった資料

委任

この基準に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。